

# 井戸川かわら版

井戸川裁判  
(福島被ばく訴訟)  
ニュース

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 発行日2018年6月6日  
〒347-0055埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内  
E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp TEL 090-2746-4556（落合）  
Webサイト <http://idogawasupport.sub.jp>

No.9

2018年4月25日（水）東京地方裁判所103号法廷において井戸川裁判（福島被ばく訴訟）第10回口頭弁論が行われました。口頭弁論終了後、会場を衆議院第一議員会館へ移し報告会、交流会が行われました。（→詳しくは2～3ページ）

写真は報告会において資料を基に口頭弁論で主張した準備書面、およびこれからの主張の予定（損害論の準備書面を提出予定）等を説明する古川弁護士

**主な内容：**高度の注意義務がある責任論……第一次責任（未然防止）、第二次責任（原子力対策害）



報告集会の様子がUPされています。 → <https://www.youtube.com/watch?v=OYkYVNTTUZA>

〔私の主張〕 第10回口頭弁論を終えて 公文書偽造・同行使……………井戸川克隆 2～3  
〔第10回口頭弁論・報告集会〕 傍聴報告 報告集会 ……………土屋芳久 3～4  
〔第11回口頭弁論期日のお知らせ〕 ……………4

## 【私の主張】

# 第10回口頭弁論を終えて

井戸川克隆

【原告第13準備書面（その2）】から原告の言いたいことは、他の裁判には出てこない「地元」という言葉が頻繁に出てきています。これは、私が双葉町長として原発行政に係わり、その仕組みの中でどこに責任があるのか、それがどうして実行されなかったのか、被告らが口をそろえて原発は安全で壊れないとウソをついてきたのかを強く追及するものです。さらに【原告第14準備書面】では、被告らへの反論と再反論を中心にしたものです。

【第13準備書面（その2）】の第6章総括について少し詳しく説明しますと、「長期評価」予測の不採用の真の原因（根源的、構造的要因）第1原告が原告第11準備書面及び第12準備書面において明らかにした「真の原因」。

### 1. 第11準備書面について

原告は、原告第11準備書面において、被告東電の責任を主たる論点として、土木学会の「津波評価技術」（第1章）、地震調査研究推進本部の「長期評価」（第2章）及び中央防災会議の「専門調査会報告」（第3章）を論じたうえで、「長期評価」に基づく被告東電の津波計算（第4章）を論じた。そして、被告東電がこの津波計算の結果を不採用とした真の意図を要約して、つぎのとおりであったと述べた（第4章第5第3項・133～134頁）。

- ①原子力防災の観点からは、地元住民を含む国民に対し、「絶対安全」を保証することが社会的要請であり、法的には「万が一にも過酷事故は起こさないように万全の措置を講ずる」という高度の注意義務が課されていることを適切に認識していた。
- ②したがって、「長期評価」及び本津波計算結果を採用すべきであることも、適切に認識していた。
- ③しかし、そのような地震、津波のリスクに関する情報を公開し、そのために必要な安全対策工事を実施すると、地元住民や訴訟対策上問題が生じるとともに、原発の稼働率が低下し、あるいは多額の経費がかかるところから、それを原発推進政策上のリスクと捉え、人命に関わる安全上のリスクよりも優先させて、必要な情報も対策工事も見送らざるを得なくなった。
- ④中略～そして、かかる重大な問題を孕んだ必然的な結果として、本件過酷事故を招来することとなった。
- ⑤中略～これは、被告東電の本件事故に関する責任が、故意に近い重大な過失に該当することを意味するということである。
- ⑥また、これを地元住民の観点からみると、実態は「偽り」の絶対安全に騙されたということであって、到底許すことができない背信的かつ悪質な「人災」であるということとならざるを得ない。（以下省略）

次に、【原告第14準備書面】を簡便に説明します。

本準備書面の概要と、主に被告らからの反論に対しての再反論をしています。まず、序章として、被告らの回避義務及び回避可能性についての反論と～第1回避義務及び回避可能性についての原告の考え方、

### 1. 被告らの過失責任の4要件

本件事故における過失責任は、原発業務には「万が一にも過酷事故は起こさないよう万全の措置を講ずる」という高度の注意義務が課せられていることを前提として、次の4つの要件（予見義務及び予見可能性と回避義務及び回避可能性）が満たされれば足りるとすることについては、被告らにも異論はないはずである。

- 第1 推進本部予測は予見すべき予測だったのか（予見義務）
- 第2 推進本部予測によって、本件事故の発生を具体的に予見できたのか（予見可能性）
- 第3 当該予見可能性に対して、具体的にどのような回避措置を講じるべきだったのか（回避義務）
- 第4 当該回避措置を講じていれば、本件事故は回避できたのか（回避可能性）

### 2. 原告のこれまでの主張との関係

（1）原告は、上記第1及び第2の要件が満たされていることについては、被告らの反論を踏まえて、既に、原告第11準備書面～第13準備書面（その2）において再反論済みである。（以下省略）

ここには紙面の関係で書ききれませんが、被告国は被告国第8準備書面において、「推進本部予測に対応しても、本件事故は防げなかった」と反論している。しかしこれは明らかに無理な考えを作って（とんでもない仮説で）反論してきている。

地元の観点から言えば、被告らが推進本部予測を事故まで隠していたことをここで証明したことになる。国が「対策をしても」とは逃げ口上に過ぎず、対策をする前に安全協定に基づき、双葉町には了解の手続きが必要になるので、双葉町に津波の大きさを隠していたことを知ることにつながり、2002年トラブル隠しで福島県にある全原発が停止させられたように、再び全原発の稼働を止めることで、事故は最小限に抑えることができた。国の反論は功をなさない苦し紛れの雑音である。

### 前号のつづき：

10万cpmの効果を2つに分けると、1つは、基準以下ですから福島県から避難する必要がありません、安心して下さいという仮説ができる。10万以下は問題ありませんという証明をした明石は重大な犯罪を犯したことにつながる。私は1号機のベントで被ばくし、爆発物を頭から被っているがスクリーニングでは問題ありませんと言われた。この時、この者たちのスクリーニングはいい加減なものだと思った。3月12日のことだが、ベントと爆発物の被ばくの検査を証拠保全のために深夜、

県立医大に行き計測をしている。このときの被ばく量に驚いた職員たちに動揺が広がり、これを抑えるために、医大関係者全員にヨウ素剤の服用をさせたのではないかと考えている。ちなみに私のID番号は1番となっている。ついでに双葉町の上羽鳥地区にあるモニタリングポストで、測っていた高レベル線量は4.613ミリシーベルト/20秒だった。これを年間の数値にすれば、私は相当高い放射性物質にされていたことになる。それが次の日にスクリーニングしてなぜOKになったのかの疑問を持ち続けている。

スクリーニングに来た得体のしれない人たちは、白装

束に身を包んで完全装備できて測る姿は、アンバランスで奇妙な感じがした。本当に大丈夫なら、普通の作業着でよかったのに、顔さえ見えないようにマスクを着けて測って、問題がないとは簡単に信じることができない。まるで、異星人のばい菌に侵された地球人を測るようにしていた姿と同じように、白いマスクの集団が自らは、接触しないようにしていた姿を、生涯忘れることはできない。1つ目の効果は、被ばくはしていないということで、避難後の行動に制約がされないようにしたこと。

(2つ目の効果は次号に)

## 〔第10回口頭弁論・報告集会 報告〕

### 《傍聴報告》

東京地方裁判所103号法廷

2017年4月25日(水) 開廷10:30、原告・被告側の準備書面の確認、原告側弁護士による準備書面要旨の読み上げ、傍聴人76名。次回口頭弁論期日(7月11日)、開廷10:30。

原告 第13準備書面(その2)、第14準備書面の要旨  
東電・国は原子力規制法に基づき、「万が一にも原子力

災害を起こさないように、万全の措置を講ずる」という「高度の注意義務」を課せられている。

国の推進本部の「長期評価」に基づく津波予測により、全電源喪失事故の発生をどこまで予測できたか(予測可能性)、そして「原発の停止」または代替措置によって、原発事故は回避できたか(回避可能性)を明らかにして、東電・国にどのような過失があったのかを検証する。

また、地元住民と自治体の観点からも、東電・国の責任を検証する。

(内容は口頭弁論報告に)

### 《報告集会》

衆議院第一議員会館大会議室

#### 開会挨拶 木村結 共同代表

福島原発の安全対策の先延ばしを「武藤副社長が指示した」と東電社員が証言しました。しかし、東電幹部は裁判で「たとえ防潮堤を高くしても、あの津波では結果は同じになっただろうから、私たちに責任はない」と言います。こんな居直りを絶対に許してはなりません。

#### 口頭弁論報告 古川元晴弁護士

住民の安全のために、地元自治体と東電は「安全協定」を締結し、東電は「計画について地元自治体の事前了解を得る義務、通報連絡の義務」を課せられている。

東電は「原発の安全」に関し、地元の理解と納得が得られるように、社会通念にかなった説明をすべき責任があり、それ抜きに「原発の安全」を論じてはならない。

「耐震設計指針」が改訂されたとき、国(保安院)は東電に「新指針に適合した安全対策」を要請しなかった。東電は内部では「津波対策として防潮堤の建設などが必要」と認めたが、安全対策を先送りし続けた。

東電は津波予測に関する重要情報を地元自治体に隠し、「原発は絶対に安全」と説明して、自治体の了解を得て

いた。もし東電が「安全協定」を守り、津波予測の情報を地元自治体に説明していれば、自治体は東電に「津波対策」を求めることができ、原発事故は防げたであろう。東電の「偽りの説明」は明らかに違法である。

敷地高を越える津波が来れば、あらゆる電源が喪失することは原発専門家ならば自明であった。十分なバッテリー、電源車、水中ポンプ、そして電源喪失を想定した訓練を準備しておけば、福島事故を回避できたと考えられる。この対策は、原発を運転中でも可能であり、1~2年で完了できるもので、専門家ならば容易に考えられるものであった。(NPO法人：失敗学会の津波対策・報告書より)。

このように、簡易に実施できる代替措置があったにもかかわらず、何もしなかった東電の責任は重大である。東電が「長期評価」の津波予測を採用しなかった真の原因は、「原発の安全」よりも、ブルサーマル発電を優先することにあった。東電・国が「原発の安全」を守らなかったことは、故意または重大な過失に該当する、悪質な背信行為で、明らかに違法である。

東電は今になって、3・11前に「南北防潮堤」を検討していたと反論するが、これは「全面の防潮堤」と比べると安全性に劣る。その上に、地元自治体の事前の了解を求めず、最近になって作出した仮想の空論で、全く認め難い。

## 井戸川克隆 原告

東京電力の経営者たちが津波対策をしていれば、そして、保安院が東電に事故防止の対策を取らせていれば、この「東電事件」は防げました。

もし私が大津波・襲来の情報を知ったら、「安全協定」に基づいて、原発を停止させました。しかし、東電幹部は情報を隠した上に、陰で津波対策の見送りを指示していたのです。悪質な犯罪には罰が必要です。

## 閉会挨拶 亀屋幸子共同代表

福島から避難して7年間、今も地獄です。でも誰一人、責任を取っていない。それが最も悔しいです。

東海原発は絶対に再稼働させないで欲しい。これ以上、苦しむ人を増やしたくありません。

(土屋芳久 川越市在住：世話人)



# 井戸川裁判（福島被ばく訴訟） 第11回口頭弁論期日のお知らせ

2018年7月11日(水) 東京地方裁判所103号法廷  
10時30分開廷

(傍聴は先着順です。抽選の可能性もありますので10時までにお越しください)

アクセス 東京メトロ「霞が関駅」1番出口（丸の内線、日比谷線、千代田線）徒歩1分  
「桜田門駅」5番出口（有楽町線）徒歩6分

## 報告集会

衆議院第一議員会館 大会議室（地下1階）

開場11時15分～ 開始11時30分～

報告：弁護団、井戸川克隆さん

多数の傍聴人が傍聴席に座ることがこの訴訟の社会的な関心の高さと注目度を示します。

傍聴席から井戸川裁判を支えましょう！ ぜひ傍聴にお出かけ下さい

今後の予定 第12回口頭弁論期日 10月10日(水)  
東京地方裁判所 103号法廷 10時30分開廷

## 会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」では会員の募集（年会費1000円）及び寄付による支援のお願いをしております。是非お知り合いの方へお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通信欄：振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号：00110-6-361267 口座名義：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会